

## 第 18 回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成 21 年 4 月 3 日（金）15：00～16：00

会 場：中央合同庁舎第 4 号館共用第 3 特別会議室

出席者：渡委員長、山内委員長代理（総合部会長）、高橋委員、野田委員、  
前田委員、宮本委員

事務局：宮澤副大臣、松元政策統括官、赤井民間資金等活用事業推進室長、  
稗田参事官、吉田補佐、山本補佐

議事概要：

宮澤副大臣より御挨拶

（1）「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（案）」及び「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」について

総合部会長より総合部会の検討状況について報告。報告の具体的な内容は以下のとおり。

平成 20 年 7 月に開催された委員会以降、総合部会では、7 月から 9 月にかけて、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡の全国 5 か所で意見交換会を行い、同時並行的に公開意見募集を実施した。その後、いただいた意見を踏まえ、10 月から平成 21 年 1 月まで計 4 回にわたり、総合部会で議論を行った。

1 月 20 日の総合部会検討会後に「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（案）」、「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」が総合部会所属委員の承認を持ち回りの形で了承を得て、取りまとめられた。

事務局より、資料に基づき「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（案）」、「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」の内容について説明。

各委員の主な意見は以下の通り。

- ・（A 委員）契約の基本的考え方の中の「情報開示」についての内容は、銀行との関係では問題ないのか。金融機関は、情報開示を嫌がっているという話を聞いたことがある。
- ・（事務局）金融関係の専門的知識や経験を持つ委員に議論にご参加いただき、合意を得ている。本文中にも「民間事業者独自のノウハウも含まれるものであり、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることに留意する必要がある」と、留意規定が入っている。広く御理解をいただけるよう努力してまいりたい。
- ・（B 委員）総合部会でも A 委員御指摘の点について議論があった。しかし、民間同士の契約であったとしても、PFI 事業はあくまでも実態的には公共の立場で行うものなの

で、必要なことは開示しないと非常に困ったことになる。例えば、ある日突然、銀行側がSPCを倒産させてしまうと、いきなりその公共サービスが止まってしまうということにもなる。

・(C委員)「契約の基本的考え方」と「業務要求水準の基本的考え方」とで、まえがきや章立て、小タイトルのフォーマットが異なっている。統一した方がいい。

各委員からいただいた意見を踏まえ修正の上「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」をPFI推進委員会としてとりまとめることについて、了承。

## (2) その他

事務局から、資料3、4をもとに今後の審議の進め方について説明。概要は以下のとおり。

PFI推進委員会報告や契約の基本的考え方の中で、契約の標準化を進め、「条項例、PFI標準契約を作成していく」こととされている。平成20年末時点でPFI事業契約を締結した件数は285件あり、契約の標準化に向けて検討を行う素材がある程度存在する状況。現在、規定の内容及び形式について必ずしも標準化が進んでいるとは認められず、具体的な条項に即した条項例の検討の必要性が高まっている。また、各種類型のPFI事業に共通の事項を中心に、施設の設計、建設、維持管理業務を主たる内容とした事業から契約の標準化について検討を開始することが現実的。さらに並行して契約の基本的考え方のうち必要な事項は契約ガイドラインに盛り込むことも必要。

今後の進め方については、総合部会に参加いただいているすべての委員、専門委員に御参加いただき、更に契約を実際に締結し、事業を行っている実務家、契約に関する専門家に御参加いただいてワーキンググループを構成する。以上の進め方につき、ご審議いただきたい。

各委員の主な意見は以下の通り。

・(B委員)PFI事業の中には、いろいろとトラブルが起きている事例もある。トラブルがあるのは仕方がない。むしろそのトラブルを生かすという意味で、すべての事業にケーススタディー的にトラブルが起きた理由等の解析、評価を行う機会を作っていただきたい。そして、今後同様のトラブルを防止する観点からのアドバイスを標準契約やガイドライン等に入れていくべき。

・(D委員)契約書の標準化に関して、条項例をどのようにするかというのが焦点になる。単に契約書の文言が違うだけで、実質的には契約の内容に差がないものは標準化して紛れがないようにするべき。ただ、いろいろな考え方がある部分については、現状の契約のガイドラインをアップデートする形で進めてみてはどうか。

・(E委員)やはりどこかで起こったトラブルはまた別のところでも起こる可能性が高い。事例を蓄積して、他山の石として他の事業にも役立てていくシステムを組むべき。そう

することで、契約の中のリスクに対しての項目が整備されていくのだろう。また、どうしたらリスクをきちんと分析できるのかという技術的な取組についてもやらなければならない。

・(C委員)これからPFIをやろうとする発注者の担当者は、深く報告書を読んで、何が本質的な問題で、どこを改善しなくてはいけないのかを把握するのは容易なことではない。契約の標準化も同様にわかりやすい工夫が求められるのではないか。

・(D委員)地方自治体ごとのノウハウの共有が非常に難しいのが、実務上の悩みである。なお、現在、病院では、PFIを実施している自治体の間で事実上の協議会のようなものを催し、ノウハウの共有を図っている。

・(B委員)契約そのものやその分析・評価、検討結果等の情報について、アクセスしやすいようにする仕組みが必要。これによって実際に事業を進める方々が必要なノウハウ、情報が手に入れられるようになるだろう。

・(C委員)トラブルがあった事例についてその事業全体を失敗事例と名指すのは関わった方々にも迷惑がかかるかもしれない。逆に、外から見ると成功事例のように見えている案件であったとしても、ある部分はうまくいっていないというケースがある。事業ごとに分けるのではなく、事業の中からうまくいったこと、うまくいかなかったことを抽出して、検討していくほうが良い。

・(A委員)当事者を参考人として呼び報告してもらったらいだろう。

・(D委員)運営が開始して3年とか4年ぐらい経ったところで、案件を問わず事業評価をやったらどうか。当初うまくいっていたものの事業環境が変わってうまくいっていないことは実は結構あるもの。

・(B委員)事業の進展の見直しは当然必要だろう。また、VFMを事業開始の5年後、10年後にどう見直していくかも必要なプロセス。VFMの計算方法についても必ずしも完璧なものではないので、その方法論についての見直しも同時にあるべき。

・(E委員)リスクの分析についても、データの提供の仕方によっては、マイナスの評価を与えることになりかねない。失敗や成功というのではなく、リスクのイベントが起きてしまったことを客観的に報告していただくシステムを作ることが重要。

・(E委員)道路等の土木インフラの事業はないことが気になっている。もちろん、何でもかんでもPFIでやるということではなく、適切な事業に導入すべきだとは思いますが、この件について将来的に委員会の中でも議論ができれば非常にありがたい。

今後は、契約の標準化について総合部会で審議していくことについて各委員了解。具体的な進め方については、各委員からいただいた意見を踏まえ委員長と総合部会長とで相談した上で次回総合部会にて提示することとなった。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681